

# オーギュスト・ワルラスの経済思想と フランス民法典

安藤金男

オーギュスト・ワルラス (Antoine Auguste Walras, 1801-1866) は経済学上の最初の著作『富の本性ならびに価値の起源』(1831)を公刊して以来, 約20年間にわたって経済学研究を続け, その成果を『社会的富の理論』(1849)において「経済学の基本原理の要約」として総括した<sup>1)</sup>.

この「要約」に彼の経済思想が体系的に示されている。以下において, 彼が「経済学の基本原理」と考えているものを簡潔に整理してみよう。そして, そこに示される彼の経済思想がフランス革命のなかから生み出されたフランス民法典(1804)と深い関連があることを明らかにする。

第1章において, オーギュスト・ワルラスの経済思想が富のもつ「稀少性」と「耐久性」という2重の事実に基礎付けられており, 技術進歩による「増大させる生産」によって「稀少性」を克服することが貧困問題を解決するという主張が示される。

第2章において, 彼はさらに, 貧困問題の解決のためには技術進歩による生産性の向上ばかりでなく, 土地の私有制を廃止し, 土地の国有化によって地代収入を国家財政の唯一の財源とし, 賃金や利子所得への課税を廃止することが必要であると主張していることが示される。

## 第1章 オーギュスト・ワルラスの経済学の基本原理

はじめに, 『社会的富の理論—経済学の基本原理の要約—』の「目次」を掲げておこう<sup>2)</sup>。そこに, 彼の経済思想の内容が体系的に示されていることを読み取ることができる。

- 
- 1) オーギュスト・ワルラスの経済思想に関する邦語研究文献として, 松嶋 [16], 佐藤 [20], 山下 [23] などがある。
  - 2) 「目次」中の「付録 所有の理論」を構成している所有論に関する2つの章は, 実際には『社会的富の理論』(1849年)として公刊されていない。手稿に留まった。実際に公刊されたのは第1章から第6章までであった。未公刊に終わった2つの章の内容は, 1923年にL. Modeste Leroyによってはじめて紹介された。未公刊の2つの章の手稿はローザンヌ大学のワルラス文庫に保管されているが, Walras [4] の佐藤訳はこの手稿から翻訳を行ったものである。

## 目 次

### はしがき

第1章 富一般について、および、特に社会的富について  
—効用と交換価値について—

第2章 価値の尺度について  
—貴金属の第一の機能—

第3章 貨幣について  
—貴金属の第二の機能—

第4章 資本と収入—資本のさまざまな種類—  
—資本の価値と収入の価値との関係—

第5章 社会的富の三要素：土地，個人的能力，人為的資本  
—各収入の特殊法則—

第6章 産業または生産：変形させる生産および増大させる生産  
—富の分配—

### 付 録 所有の理論

第1章 所有について：占有のさまざまな形態；  
私有について，共同所有について

第2章 富と公有，富と私有

つぎに、「目次」に沿って各章ごとの内容を順次要約する。〔I〕は「目次」の「第1章」に対応している。以下，同じ。

#### 〔I〕 富一般と社会的富

富は①富一般と②特殊の富に区別することができる。

富一般とは，われわれの欲求の満足に直接，間接に役立つ有用なものであり，その使用（消費を伴う）がわれわれに効用をもたらすものである。他方，特殊の富とは，富一般のうち，量に限りがあって，われわれ全員の欲求を完全には満たしえないもの，稀少な有用物である。したがって，①富一般は，④存在量に制限のない有用物と，⑤存在量に制限のある有用物，すなわち特殊の富とに分かれる。

ところで，ある有用なもの（富一般）はその量に制限を生ずるや否や，すなわち稀少な有用物（特殊の富）となるや否や，特殊の富として二重の性格を刻印されることとなる。

第1に，それは「所有されるもの」となる。すなわち「占有」possession および「使用権」jouissance の対象となる。それは，その占有が法によって正当化されるとき，「所有物」prop-

riété となる。

第2に、有用でしかも量に制限があるもの、すなわち稀少な有用物（特殊的富）はすべて「交換価値を有するもの」となる。それらは「価値」をもち、「交換」の対象となる。

富は特殊的富として所有され交換価値をもち、交換の対象とされる。交換には社会が含意されているので、特殊的富はまた「社会的富」と呼ぶことができる。この「社会的富」こそ、経済学の真の対象である。

富は①富一般としては、われわれに直接間接に「効用」をもたらす有用なものであるが、それが②特殊的富でもある場合には「交換価値」をもち、交換の客体となる。すなわち、富の存在量における制限から「効用」と区別される「交換価値」が生まれる。富一般は「効用」をもたらすが、特殊的富としての社会的富は「効用」をもたらすとともに、「交換価値」をもつ。

アダム・スミスをはじめとする経済学者たちは使用価値と交換価値の区別を行ったが、「効用」と「交換価値」との間に境界線を引くことを知らなかった。富一般と特殊的富の間にはどのような関係があるか。効用と交換価値の間にはどのような関係があるか。この関係の解明に経済学の手掛かりがあるが、この点の認識においてスミスと弟子たちは挫折したのである。

スミスたちのような間違いを犯さないためには、これら2つの観念（「効用」と「交換価値」）を入念に比較する必要がある。その比較は次のとおりである。

- (1) 効用は絶対的な富、不変的な富の成立要件をなしている。他方、交換価値は一つの相対的な富、本質的に変化する富を構成する。常に同じ効用をもつ同一の品物であっても、あるときはより大きい、あるときはより小さい交換価値をもちうる。
- (2) 効用はそれを占有する個人の欲求の上に成り立つ個人的富を構成する。他方、交換価値は社会的富を構成する。価値は個人を越えた一つの社会的事実であり、社会の存在を含んだ事実なのである。
- (3) 効用は、それ自体が一つの好ましいもの、快いものである。それは、喜ばれ褒められ祝福される事物の性質として現れる。ところが、交換価値はただ相対的な一つの利益を示すにすぎない。交換価値は、それを占有している者にとってのみ望ましく有益なものであるにすぎない。
- (4) 効用は、不変なもの、現実のものであるが、秤量しうる大きさではない。これに対して、交換価値は、変化するものであるが、秤量しうる大きさをもつ。それは精確かつ厳密な方法によって測りうる大きさをもつ。

さて、以上においては、富の存在量における制限の有無によって、富一般から特殊的富としての社会的富が区別されたが、この社会的富については、さらにその耐久性の程度の大小によって③「耐久的な社会的富」と④「非耐久的な社会的富」を区別することができる。

富の存在量における制限の有無によって、「効用」と「交換価値」の区別が生じたように、富

の耐久性における程度の大小によって、㉔「資本」と㉕「収入」の区別がうまれる。

ある社会的富の1回の使用がその富を消費してしまうならば、その富は「非耐久な社会的富」であり、㉕「収入」に分類される。逆に、1回の使用によってすべて消費され尽くしてしまわないで複数回の使用に耐える「耐久な社会的富」は、㉔「資本」に分類される。

経済学のすべては、以上のような(i)富の存在量における制限の有無—「効用」と「交換価値」の区別—、ならびに(ii)富の耐久性における制限の有無—「資本」と「収入」の区別—という二重の事実結びついている。このような独特の富把握こそ、オーギュスト・ワルラスの経済思想のエッセンスをなしている。

「量における制限は、純粋かつ単純な効用に対応する交換価値を生み出す。耐久性における制限は、資本に対応する収入を生み出す。経済学のすべては、この二重の事実の結果であり、また、この制限の二重の形態に結びついているのである。」<sup>3)</sup>

同時にまた、富一般と区別される量に制限のある特殊な富すなわち「社会的富」が「所有されうるもの」appropriableであることから、「社会的富」は経済学の研究対象となるとともに、所有論の研究対象ともなるのである。裏返していえば、㉑「富一般」のうち、㉒「存在量に制限のない有用物」、たとえば使い尽くされる恐れのない空気、太陽光、重力、磁気などの自然は、人間に「効用」をもたらすが、経済学の対象にも所有論の対象にもならない。

富一般のいわゆる㉓価格ゼロの「自由財」と㉔プラスの価格をもつ「経済財」とへの分類は、最初、古代ローマ法の世界において始められたが、近代になって、経済学の世界へ導入されることとなった。

経済学の研究は所有の研究にとって不可欠であり、非常に大きな助けになる。所有論は経済学によってはじめて完成させられるというのが、オーギュスト・ワルラスの確信であり、彼の経済学研究の隠された動機であった。この点は、後に父親の勧めに従って経済学者となる息子のレオン・ワルラスの場合も同様であった。

本節の冒頭において『社会的富の理論』の目次を掲げておいたが、その第1、2、3章において、富の存在量における制限の有無に関連する諸問題が探求されており、第4、5章において、富の耐久性における制限の有無に関連する諸問題が探求されている。

なお、この第1章—第5章の部分は、息子レオン・ワルラスの純粋経済学—応用経済学—社会経済学という3部構成からなる経済学体系における最初の「純粋経済学」に対応する。

また、第6章は、その前半部分が交換の理論として息子レオンの「純粋経済学」に対応し、後半部分は本来の生産理論として息子レオンの「応用経済学」に対応する。そして、付録「所有の理論」は「社会経済学」に対応する。

---

3) Walras [3], p. 15 邦訳5ページ。

### <定義式>

- ①富一般≡a量に制限のない富+ b量に制限のある富
- ②特殊的富≡b量に制限のある富≡②社会的富
- ②社会的富≡c耐久的な富+ d非耐久的な富≡c資本+ d収入

## [II] 貴金属の価値尺度機能

金や銀など貴金属もまた、その存在量において制限された稀少な有用物として、「社会的富」を構成している。したがって、貴金属もまた、その他のあらゆる「社会的富」と同様に、所有の対象となり交換価値をもつ商品として市場において交換の客体とされている。

広く流通する諸商品の中にあつて、金と銀という商品はその特別な自然的性質によって、社会の経済秩序の形成にあたって非常に重要な2つの機能—①価値尺度機能と②貨幣としての機能—を果たすことになる。

金と銀という貴金属のもつ特別な性質としてオーギュストは次の5点を挙げている。

- (1) 金と銀は、文明の度合いを問わず、あらゆる所で、あらゆる人々によって用いられるという普遍的有用性をもっている。そして、この普遍的有用性と稀少性が結合して、金と銀とは誰からも価値として認められるという普遍的価値性格を与えられる。
- (2) 金と銀は、地球上のどこにおいても同一の物理的な性質をもっている。金と銀は世界中にそれぞれただ1種類しか存在しない。
- (3) 金と銀は、高い耐久性をもち、いわば不可滅的である。繰り返される使用によつてもほとんど摩滅しない。
- (4) 金と銀は、いわば無限に分割が可能であり、その分割部分は何れもすべて等質的である。
- (5) 金と銀は、硬質性をもち、僅かな量に大きな価値を含んでいる。ここから、それらは携帯に便利で、運送にほとんど費用がかからない。

オーギュストは、「このような性質を、方法にもとづき確信をもつて列挙した経済学者はほとんどいなかったと私は思う。」と述べている。

貴金属のこれらの性質のうち、(1)、(2)は主に貴金属の価値尺度機能に、(3)、(4)、(5)は主に貴金属の貨幣としての機能に関わっている。

以下に、まず彼の貴金属の価値尺度機能に関する説明を見てみよう。

社会的富のもつ交換価値の大きさは、社会的富自体の制限された存在量と人間の欲求の双方が絶えず変化するために、つねに動揺にさらされている。社会的富の存在量は生産技術の進歩

とともに変化し、人間の欲求は生活水準の向上とともに変化する。交換価値の大きさがつねに一定不変であるような社会的富はどこにも存在しない。絶対的な熱とか絶対的な速度が存在しないように、絶対的価値というものも存在しない。

各社会的富は時間とともにその稀少性、その交換価値の大きさを変化させているが、ある時点においても、他の社会的富とは異なる大きさの稀少性、交換価値の大きさをもっている。だから、そこには、各社会的富（各商品）の交換価値の他のあらゆる社会的富（商品）の交換価値との比較における「相対的価値」（*valeur relative*）とでも呼ぶべきものがある。

社会的富（商品）は、その絶えず変化する交換価値の大きさをそれ自体として直接に外部に表現する方法はない。それは、自己のもつ交換価値とちょうど等しい大きさの交換価値をもつ他の社会的富の分量によって、その交換価値の大きさを価格として相対的に表現するほかない。

その場合、それぞれの社会的富はその交換価値の大きさを価格として相対的に示すために、つねに一定不変である交換価値を持つ社会的富は存在しないので、最も変化の少ない交換価値をもつ、そして誰からも交換価値をもっていると認められる社会的富を共通の価値尺度財（「比較標識」）とするのが最も便利である。

価値尺度財に必要な特性は、(i)価値を持つことを誰からも認められており、そのことが広く一般に知られていること、(ii)その価値が不変的であることである。つまり、「周知と不動」こそ、社会的富（商品）の交換価値の大きさを尺度する「秤量単位もしくは比較標識」の特徴でなければならない。

貴金属の価値はその自然的性質(1)(2)によって一般に知られており、かつ、絶対に不変というわけではないが、相対的に最も安定しているので、金や銀といった貴金属が価値尺度財として選ばれるのである。

ただし、貴金属自体の稀少性、したがって交換価値が長期的には変化するため、価値尺度機能において大きな「不便さ」が残る。

貴金属を産出する鉱山の新たな発見や貴金属を採掘する技術の向上などによって、長期的には貴金属の供給は変化する。他方、貴金属の需要も変化するので、両者の関係によって貴金属の稀少性が変化し、その結果、価値尺度として機能すべき貴金属の交換価値自体が変化してしまう。

価値を尺度されるべき社会的富（諸商品）も、価値を尺度すべき貴金属も、共にそれらの価値を変化させるとき、社会的富の相対的価値は、時間の経過のなかで、はたして減少したのか増大したのか不明となってしまう。

「ここに、貴金属の価値を他の諸価値の秤量に用いるときに生じる本当の不便さがある。この観察から、金と銀は長期の間隔すなわち1世紀あるいは幾世紀にもわたる間隔をおいた諸価値の比較には役立たないという結論がえられる。この種の評価が要求される場合には、この比較標識の価値に生じた変化が必ず考慮されなければならない。」<sup>4)</sup>

社会的富はその交換価値の大きさを別のある社会的富を価値尺度財として秤量することになるが、双方の社会的富がその交換価値の大きさをたえず変動させているので、交換価値の大きさは相対的にしか表現されえない<sup>5)</sup>。

社会的富はその交換価値の大きさを価値変動が比較的安定している価値尺度財としての貴金属によって相対的に表現する。

ただし、オーギュストの議論においては、社会的富の価値と価値形態（交換価値または価格）との区別は存在しない。オーギュストにおいてはまだ、商品としての社会的富はなぜその価値の大きさを他の社会的富（この場合、貴金属）の数量つまり使用価値量によって表現されなければならないかという価値形態論上の問題は提起されていない。彼が「価値」という場合、それは「交換価値」または価格のことである。以下において、価値と交換価値並びに価格は同義語である。

### 〔Ⅲ〕 貴金属の貨幣としての機能

つぎに、貴金属が果たす第2の機能、すなわち「貨幣としての機能」についてオーギュストが語るところを見てみよう。

われわれに効用をもたらす富一般のうち、欲求に対して存在量に制限のある特殊的富は、「社会的富」として富一般から区別された。すなわち、社会的富はわれわれに特定の「効用」をもたらすと共に、交換され得るものとして「交換価値」をもつ。富一般はわれわれに「効用」を与えるが、社会的富は「効用」と「交換価値」をもたらす。そして、「効用」は「消費」され、「交換価値」は「占有」される。

社会的富を求める人間の経済的活動は、したがってまた、貴金属の「貨幣としての機能」についても、「消費の観点」と「占有の観点」という2重の観点から考察されなければならない。

「消費」の特性はその多様性にあり、「占有」の特性は占有される価値の一様性にある。

人間は消費者としては実に多様な効用または財のあいだの選択を行う。消費は多少にかかわらずきわめて多様な事柄である。他方、占有者としての人間にとって、占有は単一で様な現象である。占有の観点からすれば、2万フランの家と2万フランの土地との間にはいかなる違いもない。占有を生む何らかのものに関して言えば、占有は本質的にはその金額の大きさによって区別されるにすぎない。

このような消費と占有の相違は、分業ならびに職業の分化によって、ますます浮き彫りにさ

---

4) Ibid., p. 34. 邦訳 21 ページ。

5) マルクスの価値形態論における「相対的価値形態の量的規定性」の問題に当たる。Marx [1], SS. 58-60. 邦訳 91-95 ページ。社会的富の交換価値を絶えず変動させる要因は、A. ワルラスの場合は稀少性であり、K. マルクスの場合は有用労働の生産力である。

れていく。

分業によって各人の占有する基本財産の範囲はますます狭められ、他方、各人がなし得る消費の範囲は絶えず増大する。分業の発展とともに、各人は多様なものを消費せざるを得ないにもかかわらず、通常ただ一つのものしか占有していないようになる。

「最も多数の人間は、そのすべての基本財産が労働、勤労から成り立っている。かれらは、何よりも自分たちが用いる腕と才能以外に別の富、あるいは言うならば、別の財産、別の独占的所有物をもってはいない。しかし、それは、非常にさまざまな、そして、きわめて多くの欲求を満足させるのに適した、多数の変化に富んだ効用をかれらに保証するには十分である。かれらは、その労働の成果を変化に富んだ、衣食住の欲求の対象と日々交換することによってその目的を達成する。」<sup>6)</sup>

オーギュストにとって、労働者が生産手段の所有から切り離されることは、決定的に重要なことではない。

彼らは自分が占有するただ一つのことをすべて自分で消費することもできる。しかし、もっと多くの場合、彼らは自分も消費したいと感じる他者たちが占有しているその他のさまざまな諸対象を自分が占有するものの一部と交換して消費に加える方が総効用の獲得において有利であると考え。ただし、オーギュストは息子レオン・ワルラスのように、個々人による総効用の最大化という問題を考えているわけではない。

ここから、社会的分業が進んでいる経済社会においてより大きな効用を獲得するために、「交換の必要性」が生じる。人間生活の大部分は、商品となっている社会的富の所有者全員の間でなされる一連のたえざる交換以外の何ものでもなくなる。

ところが、社会的富の交換が物々交換として頻繁になされなければならないとしたら、いわゆる「欲望の二重の一致の困難」により交換は非常に困難となり、交換そのものが往々にして不可能となるであろう。ここから、交換の一般的媒介物としての貨幣が必要になってくる。「交換手段の必要性」が生まれてくるのである。

物々交換を困難にしている事情には、欲望の二重の一致の困難以外に、①市場に現れる商品としての社会的富が交換に必要な期間にわたり有用であり続けるほど耐久でないこと、②交換に出すあるものの価値の大きさが交換を望む他のものの価値の大きさに対応しないこと、③それらのものの持ち運びが難しいことがある。

貴金属は、他のすべての商品がそれとすぐにも交換されるほど普遍的な有用性と周知の価値をもった唯一の商品であるとともに、上記の諸困難を解決する①耐久性、②分割可能性、③硬質性という特性をもった商品であるため、交換の一般的媒介物たる貨幣の機能を最もよく果たしうるのである。

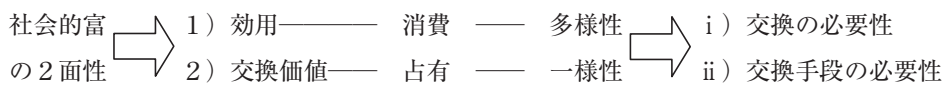
---

6) Walras [3], pp. 41-42. 邦訳 26 ページ。



価値の占有は現在の消費の条件であり、かつまた、将来の消費の保証でもある。ある価値の占有者は、今日の消費のためにその価値を欲するものとの交換に手放すことができ、また明日の消費のためにそれを貯えておくこともできる。

しかし、消費に適する社会的富であっても、耐久性が低く腐敗しやすいため、価値の占有の便にはまったく適さないものが多々ある。ほとんどすべての社会的富がそうである。金と銀つまり貴金属のみが耐久性のゆえに例外である。貴金属の占有は、価値の占有とりわけ価値の貯蔵のために最も便利なものである。それゆえ、貴金属は貨幣としての機能を果たすことになるのである。



「経済学者たちは、たしかに、生産物の間の差異と分業とから出発している。だが、そこまで掘り下げる必要はなかった。問題は占有と消費の分析で十分解決されたのである。結果は同じである。どのような点から出発しても、常に同じ目標つまり交換の必要性、交換手段の必要性に到達する。」<sup>7)</sup>

#### [IV] 資本と収入

われわれに「効用」をもたらす「富一般」の大部分は量に制限のある「社会的富」を構成するが、この「社会的富」はまた、量に制限があるばかりでなく「耐久性」にも程度の大きな差異がある。

「社会的富」は耐久性の程度によって「資本」と「収入」に分類される。

「資本」とは、オーギュストの定義によれば、「消費されないか、もしくは長期にわたってのみ消費されるすべての社会的富、当初の用役を上回って用役を提供し続け、一度ならずそれ以上の同じ使用に耐え得る、すべての制限された有用性<sup>8)</sup>」である。

また、「収入」とは、「一度だけ役に立ち、直ちに消費され、そこから引き出される最初の用役を上回って役立つことがまったくない、すべての社会的富またはすべての交換される価値<sup>9)</sup>」のことである。「資本」の「収入」(revenu)の場合は、その名が示すとおり、「資本」から絶えず回帰する (revient) ものである。

「資本の属性は、資本と少しも似ていない用役を提供するところにあり、資本とまったく異

7) Ibid., p. 51. 邦訳 34 ページ.

8) Ibid., p. 53. 邦訳 35 ページ.

9) Ibid., p. 53. 邦訳 35 ページ.

なった、そして資本から切り離された収入を生むところにある。」<sup>10)</sup>

資本と収入の正確なイメージを与える典型的な例として、オーギュストは、リンゴの樹とリンゴ、ぶどうの株とぶどうの房、雌牛と10リットルの牛乳などを挙げている。これは、ローマ法以来の伝統的な法律概念である「元物」と「果実」（これはまた、「天然果実」と「法定果実」に分けられる）の区別に相当している。

「果実」は「元物」を毀損することなく、そこから周期的に生み出されるものである。すなわち、「果実」は「元物」から不断に「回帰する (revient)」ものでなければならない。牛乳は牛という「元物」からの「果実」であるが、牛肉はもはや牛という「元物」からの「果実」fruitではなく「産物」produitである。

なぜなら、牛乳は牛を殺して牛ではないものにしてしまうことがないが、牛肉は牛を解体してしまうからである。果樹園に植えられ、毎年周期的に果実をつける樹木は「資本」（元物）であるが、切り倒されて薪になる樹木は「産物」となり、樹木の所有者に帰属する「収入」である。

「果実」fruitは「元物」capitiauxから周期的に再生産され、かつ「元物」の実体を少しも毀損することがない。これに対して「産物」produitは「果実」が有する周期性と実体の保存性を持たない。「果実」は「収益」revenusとなるが、「産物」は「元物」が「用益権」の客体とされる場合にも依然として所有者に帰属し、「元物」capitiauxの一部を構成する<sup>11)</sup>。

「社会的富」の耐久性の制限、程度による「資本」と「収入」とへの区別は、人間とその活動に対しても適用される。

「服の仕立て屋と服の仕立て、医者と病人の治癒、判事と判決、弁護士と弁論、ここに資本と収入の少なからず顕著な例がある。」<sup>12)</sup>

一般的に言えば、「資本」としての「個人的能力」と「収入」としての「労働」の区別である。「個人的能力」は1回の使用によって全部的に消費され尽すことがなく、耐久的なものである。「労働」はその「個人的能力」から流出し、毎回役立つと直ちに消失してしまう非耐久的なものである。

このような資本と収入の相違は、取引される仕方の違いとして現れる。資本は売買され、賃貸借されるが、収入は売買されるが、賃貸借にはなじまない。ただし、「資本」としての「個人的能力」は賃貸借されるが、売買されない。

10) Ibid., p. 56. 邦訳37ページ。

11) 息子のレオン・ワルラスによる例示。「樹木は果実が採取される時は資本であり、薪を作るためまたは加工するために伐採せられるときは収入である。家畜は使役せられるときまたは乳や卵を供給するときは資本であり、食用に供するために屠殺せられるときは収入である。」Walras, L. [5], p. 177. 邦訳195ページ。

12) Walras., [3], p. 56. 邦訳37ページ。

なおここで、オーギュストが「資本」と「収入」の具体例としてリンゴの樹とリンゴの果実など物の例と、服の仕立て屋と服の仕立てなど仕事の例を並置していることに注目しよう。彼の念頭には明らかに、フランス民法典第 1708 条「賃貸借契約には物の賃貸借 *louage des choses* と仕事の賃貸借 *louage d'ouvrage* の 2 種がある」という規定があったはずである。

より詳細に見れば、服の仕立て屋による服の仕立ては「請負」、医者による病人の治癒や弁護士による弁論は「委任」に当たり、ここには企業者による賃金労働者の「雇用」は例示されていない点が特徴的である。

さて、資本については、経済学上意味のあるさまざまな種類の資本に区別することができる。オーギュストは次の 5 つを挙げている。

- (1) 自然的資本があり、人為的資本がある。

自然的資本とは、土地または耕地や、体力、知力、情意能力など人間の自然的能力などである。

人為的資本とは、本源的生産要素（人間、土地）から派生した生産要素（道具など）、すなわち、人間が個人的能力を発揮して労働し、自然素材を加工した耐久的な資本財である。

- (2) 消費される資本があり、消費されえない資本がある。

土地は消費されえない資本の典型であり、個人的能力は終身的な消費される資本であり、人為的資本は消費される資本である。

- (3) 物質的資本と非物質的資本がある。

土地、住居などは物質的資本であり、獲得された知識、魅力ある才能などは非物質的資本である。

- (4) 譲渡可能な資本があり、譲渡不可能な資本がある。

住居、家具、衣服などは譲渡可能な資本であり、われわれの自然的または獲得された個人的能力は譲渡不可能な資本である。「個人的能力」は人格的存在であり、所有権の客体とはなりえない。

- (5) 固定または拘束資本があり、流通または流動資本がある。

工場の建物や機械、教育によって得られた能力や才能などは、固定または拘束資本であり、農業における種子、肥料、事務員や店員の支払いに充てられる賃金などは流通または流動資本である。

資本は収入を生み、その収入の上手な運用は資本を維持、増加させ、再生産する。資本の再生産は収入の永続する反復的な「回帰」を可能にする。

ここから、(i)資本は遊休させるべきではない、(ii)資本の消費はできるだけ避けるべきである、という資本に関する 2 つの「掟」が生まれる。資本の遊休は、その資本が生み出すことのでき

る収入を失わせ、資本の消費は、収入の源泉自体を枯渇させるからである。

資本との関連において「収入」は次の3つの要素から成り立っている。

第1の要素：資本の使用 usage によってもたらされる用役 service の価格すなわち定期的受益権であり、真の収入である。以下、この真の収入を純収入と呼ぶ。

第2の要素：資本の使用・消費にあたって、それを維持または再生産するために、たえず支払わねばならない出費を表す。以下、この出費を減価償却費と呼ぶ。減価償却費の資本価格に対する割合は、資本の消費の急速または緩慢の程度に比例する。

第3の要素：資本がさらされるかも知れない偶然の損失に対する保険料。以下、保険料と呼ぶ。かくして、つぎの等式が成立する。

$$\text{収入} = \text{純収入} + \text{減価償却費} + \text{保険料}$$

ただし、収入の3要素はそれぞれ独自に変動する。

なお、土地については、土地の不可減性から、減価償却費、保険料はともにゼロであり、土地収入すなわち地代は土地用役の価格である「純収入」のみから成る。

個人の死と共に消滅する終身的資本である個人的能力については、その収入は労働用役の価格である賃金（「純収入」）ばかりでなく、終身的な資本である個人的能力の償却に充当されるべき価値部分（「減価償却費」）を含んでいる。

たとえば、50年間働き80歳まで生きた労働者の場合、彼は50年間に従事した総労働に対する賃金総額（生涯賃金）によって、80年間にわたる消費生活を十分に保証されなければならない。すなわち、80年間にわたる生命（個人的能力）の再生産を保証されなければならない。このような意味において、オーギュストは賃金を「個人的能力」の「用役」（労働）の価格として捉えていたばかりでなく、「個人的能力」の再生産費を含むものとしても捉えていたと解釈することができる。

「個人的能力の収入は資本の使用に加えて、この資本の償却に充当される交換価値の一部を表しているのである。」<sup>13)</sup>

人為的資本については、その種類が多数にのぼり、さまざまな程度の耐久性をもっている。また、不慮の自然災害に見舞われる危険性にもさらされている<sup>14)</sup>。したがって、この資本の収入は、収入の3つの要素すべてを含んでいる。

要約すれば、土地の地代 = 土地用役の価格（純収入）

$$\text{個人的能力の賃金} = \text{労働用役の価格（純収入）} + \text{個人的能力の償却費}$$

13) Ibid., p. 68. 邦訳 45 ページ。

14) 私法における「危険負担」とは、債権者、債務者、いずれの責任でもなく契約の目的物が毀損してしまった場合に、どちらにそのことによる不利益を受けさせるかという問題である。フランス民法（1722条）においても日本民法（536条）においても、賃貸借契約の場合には、債務者主義が適用される。

人為的資本の利子 = 資本用役の価格 (純収入) + 減価償却費 + 保険料

ところで、人為的資本はその素材や機能などの特殊性を捨象された一般的なものとして考察すると、「生産に充当されて収入を生むべき利用可能な価値」と見なされ得る。いま、その人為的資本価値の生む収入を、減価償却を捨象できる永久的な収入と想定すれば、その収入は資本の使用と保険料という2つの要素しか含まない「貨幣の利子」と呼ぶことができる。すなわち、「貨幣の利子」とは、永久的なものと想定された人為的資本の収入以外の何ものでもない。

最後に、資本の価値と収入の価値との間には、どのような関係があるか。資本の価値と収入の価値とを結びつける一般法則に関して、オーギュストが主張していることを確認しておこう。

「繁栄する社会では、資本の価値は収入の価値に較べて高い。衰退する社会では、収入の価値は資本の価値に較べて高い。すなわち、収入は社会が富んでいるか貧しいかに応じて安く買われたり高く買われたりする。」<sup>15)</sup>

貨幣利子率 (人為的資本の収入率) = 貨幣利子 / 人為的資本の価値

地代率 (土地資本の収入率) = 地代収入 / 土地の価値

賃金率 (個人的能力の収入率) = 賃金収入 / 個人的能力の価値

これらのいずれの率も、社会が繁栄するにつれて低下し、社会が衰退するにつれて上昇する。社会の高度化につれて、これらすべての収入資本比率は傾向的に低下する。

「豊かで隆盛を誇る社会でこそ、個人的能力 [の資本価値] と、それによって生み出される収入の価値との間に存在する不均衡が増大し、貧しい社会のなかでこそ同じような収入の価値が、その資本 [個人的能力] の価値に接近する。」<sup>16)</sup>

## [V] 社会的富の3要素と各収入の特殊法則

多種多様にして稀少な有用物であるすべての社会的富は、それらが生産されるところの3つの主要な社会的富である、1)「土地」、2)人間の「個人的能力」、3)人間が自然(土地)の素材から生産する「人為的資本」に還元して考察することができる。

1)「土地」と人間の2)「個人的能力」は自然から与えられる「自然的な社会的富」であり、3)「人為的資本」は人間自身が自然素材を加工して作り出す「人為的な社会的富」である。土地(自然)と人間の個人的能力以外のすべての社会的富は、「人為的な社会的富」である。すべての「人為的な社会的富」は、1)「土地」、2)人間の「個人的能力」、3)「人為的資本」から生産される。

15) Walras., [3], p. 70. 邦訳 47 ページ.

16) Ibid., p. 70. 邦訳 47 ページ.

土地は「地代」と呼ばれる収入を生み、地代の契約価格は「借地料」と呼ばれる。以下、簡単化のため、「借地料」を収入と同じように「地代」と呼ぶこととする。

個人的能力は「労働」とよばれる収入を生み、労働の契約価格は「賃金」と呼ばれる。

人為的資本は「利潤」と呼ばれる収入を生み、利潤の契約価格は「利子」と呼ばれる。

地代、賃金、利子が文明国民のなかに見られる収入の価値の3つの種類である。これら3種類の収入価値が、生産された財の購入と消費を通して、われわれの欲求をたえず満足させ、あるいは、われわれに享樂をもたらす3つの源泉である。言い換えれば、これら3種類の収入価値の社会的総和が市場に参加する国民の総収入であり、国民全体の総有効需要の大きさを示すものである。

われわれが到達した文明段階である近代ヨーロッパにおいては、これら3つの収入形態は白日のごとく明々白々たる事実であり、将来にわたって「普遍的、永久的な事実」であると言える。

ここに、オーギュストはイギリスの古典派経済学者たちとともに、土地—地代、個人的能力（労働）—賃金、人為的資本—利子といういわゆる経済学的三位一体の定式を宣言する。

それでは、これら3種類の収入の価値はそれぞれ社会の繁榮、あるいは衰退とともにどのように変化するのだろうか。つぎに、「各収入の特殊法則」について、オーギュストの述べるところを見てみよう。

#### (1) 土地または耕地とその収入の特殊法則

進歩し繁榮する社会においては、人口が増加し文明の進歩とともに人々の欲求が多様化するため、社会的富への需要増を媒介項として、土地とその用役に対する需要が増大する。しかし、土地とその用役の供給が制限されているため、土地とその用役の稀少性が高まり、土地の価値とその用役の価値である地代はともに増大する。

逆に、退歩し衰退する社会においては、人口が減少し文明が後退するので、土地の価値とその収入の価値はともに減少する。

ところで、次のことには、注意しなければならない。

進歩し繁榮する社会においては、土地価格ならびに地代はともに増大するが、地代の土地価格に対する割合である「地代率」は減少するということである。

進歩し繁榮を続ける社会において、土地の価値に占める土地収入の価値（地代）の割合（地代率）が傾向的に低下することと、土地の価値と土地収入の価値がともに増大することとは矛盾しない。地代の増大と地代率の低下は同時に起こりうることである。土地の価値の増大率が地代の増大率を上回るからである。

オーギュストの数値例による説明：

「300億フランの価値をもつ土地は5%の割合だと15億フランをもたらす。この土地の価値が400億フランに高まり、また収入の割合が4%に低下すると、借地料の総額は16億フランに達し、また収入の割合が3.5%に低下すると、500億フランの土地の借地料の総額は17億5千万フランとなり、それ以前のどれよりも高い額を生み出すことになるであろう。」<sup>17)</sup>

$$\text{地代率} = \text{地代収入} / \text{土地価格}$$

したがって、地代率の増加率 = 地代収入の増加率 - 土地価格の増加率

であるから、地代率が低下するならば、土地価格の増加率が地代収入の増加率を上回っていないなければならない。ただし、オーギュストはなぜ土地価格の増加率が地代収入の増加率を上回するのか、その理由を説明していない。単に前提しているだけである。

この結論から、つぎのことが示される。

「進歩する社会では、土地所有者の境遇はしだいに安楽になり、しだいに有利になる。上記の法則の単なる結果によって土地所有者は何の苦痛も与えられず何の犠牲も払わずに、かれらが所有している資本の交換価値の増加とその資本の所有によって保障される収入の総額の増加という特別な利益を手にすることができるのである。」<sup>18)</sup>

## (2) 人為的資本とその収入の特殊法則

進歩し繁栄する社会においては、労働並びに節約の増大による人為的資本の増大の方が、人口の増加よりも急速に進行する。その結果、人為的資本の供給増加の方が人口増加による人為的資本に対する需要増加よりも急速に進み、人為的資本とその用役の稀少性が減少し、人為的資本の交換価値、ならびに人為的資本の収入の交換価値がともに低下する。同時に、人為的資本の収入価値（利子）の人為的資本の価値に対する割合である利子率もまた、傾向的に低下する。

しかし、利子率の低下にもかかわらず、社会全体における人為的資本価値の総額ならびに人為的資本の収入価値（利子）の総額は増加しうるのである。なぜなら、社会全体における人為的資本の総生産量ならびにその収入の総供給が、それらの価値の下落率を上回る率で増大すると考えられるからである。

以上の結論から示されることは、進歩し繁栄する社会においては、個々の資本家（人為的資本の所有者）は個別的利子収入が減少し、次第に苦境に陥り、ますます不利になるということである。「資本家にとって無為は次第に高いものにつくことになる。彼は自らの立場を守り、その欲求の高さに応じた収入を維持するために労働と節約を恒常的に求めざるをえなくなる。」<sup>19)</sup>

17) Ibid., p. 77. 邦訳 53 ページ。

18) Ibid., pp. 77-8. 邦訳 53 ページ。

### (3) 個人的能力とその収入の特殊法則

土地や人為的資本と異なり、個人的能力の価値とその収入の価値（賃金）は、あらゆる時代を通じて変化せず一定に保たれる傾向がある。すなわち、つねに完全雇用が保たれ、個人的能力と労働の社会における稀少性はともにあまり変化しないということである。

その主たる理由は、人間は一面において生産者であるとともに、他面においては消費者であるという人間の二面性によるのである。人間は生産する腕と消費する口という二つの役割を演じている。口が腕を雇い、腕が口を養うが、口と腕とは常に釣り合いが取れている。

生産者と消費者は常に同じ割合で増加したり、減少したりしている。生産者が増えれば、消費者も同じだけ増え、生産者に対する消費者の側からの需要は絶えず生産者側の供給に等しい。ここに、個人的能力の価値と労働の価値（賃金）が、あらゆる時代を通じてほとんど変化しない理由がある。

しかし、同時に、次のことにも注意しなければならない。

社会の進歩、繁栄とともに人口が増大するとき、生産人口である個人的能力も増加するので、個人的能力とその収入の価値は変わらなくても、社会全体における個人的能力の資本価値総額ならびにその収入価値総額はともに増加する。ただし、土地や人為的資本の場合と同様に、個人的能力の収入価値（賃金）と資本価値の比すなわち賃金率は社会の進歩、繁栄とともに低下する。

ここから次のように言うことができる。

進歩し繁栄する社会においては、個々の労働者はその生活がより以上に容易にも困難にもならない。生活の裕福さに関しては、同じ見込みを保ち続ける。

かくして、文明（技術）が進歩し、人口が増加し、経済的に繁栄する社会においては、

- (1) 地代率は低下するが、社会全体の地代収入は増加する。なぜなら、地代自体は上昇するが、土地用役の総供給はほとんど変化しないからである。
- (2) 利子率は低下するが、社会全体の利子収入は増加する。なぜなら、利子自体は低下するが、資本用役の総供給の増加率が利子の低下率を上回るからである。
- (3) 賃金率は低下するが、社会全体の賃金収入は増加する。なぜなら、賃金自体はあまり変化しないが、労働用役の総供給が人口の増加とともに増加するからである。

したがって、進歩し繁栄する社会においては、社会全体の総収入、すなわち地代、利子、賃金の総和（総収入＝総生産費＝総生産物価値）は次第に増加していく。

---

19) Ibid., pp. 79-80. 邦訳 55 ページ.



## [VI] 産業または生産—変形する生産と増大させる生産—

社会的富には、つぎの2つの不便さがつきまとう。すなわち、1) 量に制限があり、すべての人々の欲求を完全には満たしえない。2) 消費欲求を直ちに満足させることができず、間接的効用しかもたないものが多い。すなわち、i) 稀少性と、ii) 間接的効用という2つの不便である。

この2つの不便を解消するために、産業活動または生産活動が行われる。したがって、産業または生産の活動はつぎの2つの目的をもつ。i) 稀少性を克服し、稀少な効用(有用物)を増大させる。ii) 間接的効用を直接的効用に変化させる。

稀少な効用(有用物)を増大させるための生産が「増大させる生産」であり、間接的効用を直接的効用に変化させるための生産が「変形する生産」である。最初に、後者の「変形する生産」が取り上げられ、それが「交換の理論」によって把握され得ることについて検討が加えられる。

産業または生産活動は、間接的効用しかもたない自然の素材を、人間の欲求を満足させることに直接に役立つもの、直接的効用をもたらすものに変形する(目的(ii)の追求)。例えば、服の仕立て屋は、一枚の毛織物から外套や服、フロックコートなどの衣類を作り出す。この場合、最終生産物の生産量は、自然素材や中間生産物の生産量に制約されている。所与の自然素材を最終生産物へ形態変換する諸過程が「変形する生産」である。

産業または生産活動により「間接的効用を直接的効用へ変換する」というこのプロセスは、交換の理論によって完全に説明することができる。

J. B. セー氏が述べているように、生産は一つの大きな交換である。生産においては、生産的用役が与えられて、その代償として生産物が受け取られる。生産は、生産的用役と生産物との交換として捉えられる。純粹交換において等価物同士が交換されるように、市場経済の内部における生産という交換においては、生産物の価値は、それを得るために消費された生産的用役の価値と等価である。

間接的効用しかもたない所与の自然素材を直接的効用をもつ最終生産物へと次々に形態変換していく諸過程を全体として観察するとき、各過程で消費された生産的用役の価値(地代、利子、賃金)を総過程にわたって集計した総和は最終生産物の価値と等しくなる。総付加価値＝最終生産物価値である。

農産品の価格は、それを生産するために消費されたすべての生産的用役の価値の和に等しい。それは、①土地の地代、②それを価値あらしめるために用いられた人為的資本の利子、③個人的能力にたいする賃金の和を表している。

農業という産業が正常に営まれる条件は、農産品の価格がこれらの収入の総和である生産費と釣り合うことである。

$$\text{農産品価格} = \text{地代} + \text{利子} + \text{賃金} = \text{生産費}$$

価格が生産費を上回れば農業に利益が発生するが、自由競争によって参入者が増え、価格が生産費に等しくなるまで下落させられる。反対に、生産費が価格を上回れば損失が発生し、農業者は事業から撤退するか生産規模を縮小せざるを得なくなる。こうして、価格と生産費の釣り合いが回復される。

工業は自然的素材の形態変化から成り、商業は場所の変化から成るが、いずれも農業と同様に、交換の理論によってその活動を説明することができる。

だが、セー氏がよく知らなかったこと、また、その後の著述家たちが十分明確に示さなかったことがある。

それは、「交換は経済学の観点から見た人間活動のすべてを説明するものではなく、われわれのあらゆる努力を説明するものでもないこと、また、交換は、産業の終極点でもなければ最も重要なものでもないということである。」<sup>20)</sup>

「真の生産」とは、交換の理論によって説明できる「変形する生産」ではなく、社会的富を「増大させる生産」であることを認識することこそ最も大切である。この点がセー氏らの認識に欠ける点である。

交換は、既存の諸価値をある人の手から別の人の手へと移動させる「所有のたんなる移転」（所有権の移転＝所有権の承継取得）を行うにすぎない。交換は、価値を増加も減少もさせない本質的に不毛で、不生産的な行為である。交換は、それ自体では、社会に存在する価値の総量に何も付け加えたりしない。交換は、それが行われる2つの対象が価値において等しいところにその本質がある。人々は交換によって富んだり、貧しくなったりするわけではない。

工業や商業の活動による間接的効用の直接的効用への変換（自然素材の形態変換である加工、加工品の場所移動としての運輸）も、同様に不生産的な活動である。「変形する生産」としての工業や商業の活動は価値を増加させない。

「真の生産」とは、稀少な効用（有用物）を増大させることであり、社会的富を増大させる生産のことである。そして、人々は社会的富を増大させる「真の生産」によって初めて豊かになることができるのである。

さて、交換によっては達成することのできない、社会的富を増大させる方法には2つの方法がある。

第1の方法は、収入を資本化するという方法である。

人は収入の消費への支出を節約することにより貯蓄を生み、貯蓄を資本形成に充当することによって資本を増大させることができる。増大した資本は、より大きな収入を生み、生産量を増大させ、消費の水準を高めることができる。ここに裕福になる基本的方法があり、これは交

---

20) Ibid., p. 92. 邦訳 64 ページ。

換のみによっては実現できない方法である。

第2の方法は、裕福になるための最高の方法であり、それは産業による社会的富の増大を次のようにして行うことである。すなわち、「同一の資本からより多大な収入を引き出すこと、あるいは同じことだが、より少ない資本から同一の収入を引き出すことである」。<sup>21)</sup>これが経済学の観点から見てもっとも利益が得られる社会的富の増大方法である。そのためには、3種類の資本の生産性をそれぞれ最高度高める技術革新の方法を探究しなければならない。

土地については、輪作の最適な方式の発見、灌漑方法の改善、土壌や品種改良のための研究などによって、土地の生産性を高める。

個人的能力については、教育の拡充によって有用な知識の普及を図ること、職業訓練によって絶えず技能を高めることなどにより、労働の生産性を高める。

人為的資本については、機械の増加と単純化、機械の発明と改良をさらに進めることなどにより、人為的資本の生産性を高める。

われわれは経済活動を通して、貧困を解決し、われわれの安楽がいつそう増大することを追求している。そして、この安楽の追求に際して、われわれが自ら設定できる最高の目標は、社会的富を構成する3種類の資本の生産性を高めて、「同一の資本からより多大な収入を引き出すこと、あるいは同じことだが、より少ない資本から同一の収入を引き出すことである」。<sup>21)</sup>これが、経済学の観点から見て、最もよく利益が引き出される活動の仕方なのである。

ここで「資本」を手段とし「収入」を目的とすれば、オーギュストは「社会的富」を増大させる「真の生産」とは、最大限の目的実現が達成されるのは、(1)手段の支出を一定にして最大限の目的実現を得るよう行動すること(最大生産性の原理=合理的行動の第1ヴァリエント)によってであるか、あるいは、(2)目的の実現度を一定にして最小限の手段支出を用いるよう行動すること(手段最小支出の原理=合理的行動の第2ヴァリエント)によってであるという「経済性の原理あるいは合理的経済運営の原理」にしたがって産業または生産活動を行うことであると言っていることになる。

手段としてm種類の生産要素がそれぞれ一定量ずつ与えられているとき、これらm種類の生産要素から、生産技術水準一定(生産関数一定)の静態経済の下において、n種類の生産物を最大限に生産するという目的を達成するためには、パレート効率的な生産を行えばよい。すなわち、生産可能性フロンティアを形成するように生産すればよい。

しかし、注意する必要がある点は、オーギュストは、技術が進歩しつつある(つまり、生産関数がシフトしつつある)動的な成長経済——「進歩し繁栄する社会」——を作り出すように「経済性の原理あるいは合理的経済運営の原理」を適用すべきであると主張していることである。

---

21) Ibid., p. 93. 邦訳65ページ。

それにしても、産業により得られる「占有されうる交換価値」および「消費されうる効用」の不断增加とは、結局、どのような産業の根本的性質にもとづいているのであろうか。オーギュストはこのように問い返して、以下のことを再確認する。

われわれが富一般を①「量に制限のない富」と②「量に制限のある富、つまり社会的富」に分類したのは、次のことを確認するためでもあった。

われわれの住む世界には、上記の①のみが存在するのではなく、また②のみが存在するのではない。①もあれば、②もある。このため、われわれの産業活動は、①があるがゆえに、すなわち、熱、風、光、重力、電気、磁気などの不可滅的な自然の諸力が永久的普遍的に稀少性ゼロで存在するがゆえに、②「制限された財」（経済財）を限りなく①「無制限な財」（自由財）に近づけることが可能となる。産業の根本的性質とは、②を限りなく稀少性ゼロの①に近づけることに他ならない。

「制限された財をよく眺めて、その本来のあり方を考えてみると、それらは無制限な財に近づき到達するための手段にすぎず、また、人類に無尽蔵なかたちで補給される上記の不可滅的な大きな諸力のなかから無制限な財をふんだんに取り出す手段にすぎないことがわかる。」<sup>22)</sup>

人間固有の産業または生産活動には、次の2つの側面があることを認識できるのである。

- (1) 自然素材を加工して、消費可能な財に転形する。すなわち、間接的効用を直接的効用に変化させること。この生産活動は、交換の理論によって説明することができる。
- (2) 生産技術を発達させ、生産力を高めることによって、社会的富を増大させること、すなわち稀少な効用を増大させること。この生産活動は、交換の理論によっては説明することができない。産業固有の経済学が求められる。

そして、産業のこの2つの側面のうち、後者こそ産業の「最高目的」であり、②を限りなく①に近づけることになる。

ところが、産業の最高目的である稀少な効用を増大させる生産、または占有されうる交換価値を増大させる生産が行われると、実際には個々の商品の価格、個々の社会的富の交換価値を低下させてしまう。

ここに、経済学者たちを当惑させる次のような困難が横たわっている。

一方において、①「社会的富は交換価値の占有によって成り立つ。」<sup>23)</sup>

人々は社会的富のもつ価値の占有を拡大しようとする。

他方において、②「人間固有の産業の最高目的は交換価値に立ち向かって商品価格を低下させる。」<sup>23)</sup>

人々は社会的富のもつ価値を減少させてしまおうとする。

22) Ibid., p. 97. 邦訳 68 ページ。

23) Ibid., p. 98. 邦訳 69 ページ。

これら2つの原理①②の間には一種の矛盾がありはしないかという困難である。

人々はより大きな価値を求めているのに、その価値をより小さくしてしまおうとする。これは矛盾していないか。

後年、K. マルクスもまたこの問題を「経済学の創始者の一人であるケネーが彼の論敵たちを悩ました一つの矛盾」として取り上げ、次のように問題提起をしている。「交換価値の生産だけを問題とする資本家が、諸商品の交換価値を絶えず低下させようと努力するのはなぜか。」<sup>24)</sup>

しかし、オーギュストはこの2つの原理①②は矛盾していないという。その理由は以下の通りである。

交換価値は富める人々にとっては有利なものであるが、貧しい人々にとっては耐え難い窮乏を強いる不利なものである。つまり、交換価値とは、一つの相対的な利益を与えるものに過ぎない。誰にも例外なく利益を与えるという普遍的なものではない。

次に、真実の富とは、有用なもの、消費されうる効用の占有と消費からなるのであり、交換価値の占有からなるものではない。

したがって、産業の最高目的が達成されて、より大きな消費されうる効用の総量（使用価値の総量）が獲得される時、それぞれの社会的富の稀少性が減少し、個々の商品価格が低下するならば、可能な限り最大多数の人々が安価になった商品を購入することができるようになり、生活の余裕と安楽を保障されることになる。

稀少な効用の増大は価格を低下させる。

「増大させる生産」によって生産物とその量を増大するとき、（一般に、需要の変化は緩慢であるので）その生産物の稀少性、したがってその価格は低下する。

「価値の減少なしに生産物が量的に増大することはありえない。それは確かだが、逆にまた同じように生産物とその量の増大なしに価値を低下させることはありえない。」<sup>25)</sup>

しかし、生産物の量の増大による価格の低下としての交換価値の減少を憂慮する必要はない。社会全体における社会的富の数量と総交換価値はともに増大しうるからである。

オーギュストの説明：

「より低い価値のより大きな量は、より高い価値のより少ない量よりも大きな価値をもたらす。9の5倍は45だが、8の6倍は48である。これが社会的富について恒常的に起こっていることである。」<sup>26)</sup>

オーギュストの言う「社会的富について恒常的に起こっていること」を理論的に説明すればつぎのようになる。各経済量 (p, Y, V, C) は時間とともに連続的に変化するものとする。

24) Marx., [1], Band I, S. 335 邦訳 Ib 556 ページ。この問いに対するマルクスの回答は、『資本論』第1巻第4篇第10章参照。

25) Walras., [3], pp. 99-100. 邦訳 70 ページ。

26) Ibid., p. 100. 邦訳 70 ページ。

社会的富の交換価値 (p) × 社会的富の総生産量 (Y) = 社会的富の総価値 (V)

市場均衡が継続的に成立するとき、

社会的富の総価値 (V) = 総生産費または生産的諸用役の総価値 (C)

上記2式より、社会的富の交換価値 (p) × 社会的富の総生産量 (Y) = 総生産費 (C)

または、社会的富の交換価値 (p) = 総生産費 (C) / 社会的富の総生産量 (Y)

したがって、社会的富の交換価値の増加率 + 社会的富の総生産量の増加率 = 総生産費の増加率

または、社会的富の交換価値の増加率 = 総生産費の増加率 - 社会的富の総生産量の増加率

市場均衡によって絶えず「社会的富の総価値」(V) と等しくなる「総生産費または生産的諸用役の総価値」(C) は、市場に参加する国民にとっての総収入となるので、これを国民全体の総需要 (D) の代理変数と考えることができる。

このとき、文明の進歩すなわち技術進歩により各資本の生産性がそれぞれに高まり、「真の生産」すなわち「増大させる生産」によって「社会的富の総生産量」(Y) が国民の総需要 (D) または「総生産費」(C) の増大率を越えて増加するとき、社会的富の稀少性すなわち交換価値 (p) は低下していく。

技術進歩により「社会的富の総生産量」(Y) が社会の総需要 (D) を越えて増大することなしには、「社会的富の交換価値」(p) を低下させることはありえないのである。

個々の「社会的富の交換価値」(p) が下落することは、社会全体の「社会的富の総価値」(V) が下落することを意味しない。逆でありうる。個々の「社会的富の交換価値」(p) が下落しても、生産力の上昇により「社会的富の総生産量」(Y) が増大することによって社会全体の「社会的富の総価値」(V) は増大しうるからである。オーギュストはこの点を強調する。

そして、生産力の上昇、すなわち技術進歩をとまなう文明の進歩は、前項で見たように、社会全体の「総生産費または生産的諸用役の総価値」(C) を増大させるが、これは「社会的富の総価値」(V) の増大と歩みを共にするのである。

あらゆる価値の一般的低下、あらゆるものの安価は奇妙なことに有用なものの享受または消費を助長する。それによってあらゆる消費の対象がより多数の消費者にとって手の届くものとなるのである。これが貧困という社会問題を解決する方法である。

「あらゆるものが安価なのは富と文明の進歩の徴しであり、このことは、可能な限り最大多数の人びとに余裕と安楽を保証する裏づけとなる。」<sup>27)</sup>

これらのことが理解されるならば、資本としての機械を打ち壊す運動はかえって消費者に

27) Walras., [3], p. 99. 邦訳 70 ページ。

とって不利となることが分かるであろう。

また、自由競争のもつ性質として、生産物の価格を生産費の水準に引き寄せ、販売価格のなかに地代、利子、賃金以外の「寄生的要素」が入り込むことを妨げることがあるので、自由競争は消費者にとって有利であることも分かるであろう。

## 第2章 オーギュスト・ワルラスの経済思想とフランス民法典

### [I] オーギュスト・ワルラスの所有の理論

オーギュストは量に制限のある有用なものとしての「社会的富」について、交換価値をもち交換の対象とされるばかりでなく、産業または生産の活動によってその稀少性を克服される対象であること、ならびに、稀少性のゆえに所有の対象となることを主張していた。

そして、社会的富の所有の基本的形態として、私的所有と共同所有、私有と共有の2形態を挙げていた。

この2形態は、すでに1804年に制定されていたいわゆる「ナポレオン法典」、法律革命としてのフランス革命の所産であるフランス民法典において所有の基本的な2形態として規定されているものである。

オーギュストは、所有について、「所有とは、他人の権利を侵害することなく、その所有によって得られる利益（そのものに含まれる直接、間接の効用のすべて—引用者）を求めて、あるものを使用・収益し、所有の意図に従ってそれを自由に処分する権利のことである」<sup>28)</sup>と定義している。

この所有についての定義は、明らかに、フランス民法第544条の規定、すなわち、「所有権 *propriété* は、物 *chose* について法律又は規則 *reglement* が禁じる使用を行わないかぎり、それを最も絶対的な仕方でも収益し、処分する権利である。」に基づいている。

ただし、彼は、所有権をたんなる物権、すなわち人格 *person* の物 *chose* にたいする絶対的排他的な権利としてではなく、人格の人格に対する道徳的（社会的）関係として捉えている。ここに彼の独自性がある。

彼はつぎのように述べている。

「所有とは、もの、すなわち非人格的存在、自己を知ることも抑制することもない存在を享受する権利のことである。」ただし、

「つぎのように言うとも誤りになる。所有は人格とものとの間の関係であって、人格は権利の主体であり、ものはその権利の対象である、と。」

---

28) Walras., [4], pp. 113-4. 邦訳75ページ。

「所有はものを人格に結びつけるのではない。それは人格どうしを結びつけるのである。」<sup>29)</sup>

オーギュストにとって所有とは、本源的には、人格 person としての人間が非人格的存在としてのもの chose, すなわち「自己を知ること抑制することもない」自然の諸物を自由に支配し、享受することのできる権利のことである。ただし、ある任意の個人が自分の所有に属するものを享受する権利を行使するとき、その他のすべての諸個人は誰であれ、この個人による権利行使を尊重する義務を負わなければならないという意味において、所有とは人格と人格との間の社会的な権利・義務の関係に他ならないのである<sup>30)</sup>。

彼はさらに、人格相互の間に、ものをめぐって成立しうる関係として、所有権の関係以外に、所有権と並ぶ「用益権」usufruit の関係を指摘している。この指摘はフランス民法第 543 条「財産に対しては、あるいは所有権 droit de propriété を、あるいは単なる収益権を、あるいは主張すべき土地役務のみを有することができる。」に基づいている。

「用益権」とは、フランス民法第 578 条において、「用益権 usufruit は、他の者が所有権を有するものを、所有者自身と同様に、ただし、その実体を保存することを負担として、収益する権利である。」と規定されている。

「用益権 usufruit」の起源は古く、古代ローマ法の「用益権 (usus fructus)」に遡る。これは、古代ローマの古典期前に自然法上の制度の一つとして形成されたという<sup>31)</sup>。日本民法においては、制限物権としての用益物権がこれに相当する。

ところで、オーギュストが「社会的富」の二つの基本的所有形態とする私有と共有について、フランス民法典は以下のように規定している。まず、第 516 条において、「すべての財産は、動産 meuble 又は不動産 immeuble である。」と規定し、第 537 条において、占有者との関係における財産として、個人財産、国有財産を区別し、つぎのように規定している。「①個人は、その者に属する財産について、法律が定める変容 modification のもとに、自由な処分権を有する。②個人に属さない財産は、それに固有の形式 forme 及び規則に従って管理され、またそれらに従ってでなければ、譲渡することができない。」

さらに、国有財産に関して、第 538 条「国の負担とされる道路 chemin, 街道 route, 及び街

29) Ibid., p. 115. 邦訳 76 ページ。

30) 所有権は人格と物との関係として把握されるべきではなく、物をめぐる人格と人格との間の社会関係として理解されるべきであると主張した人物の一人に I. カントがいる。カントは所有権が誰に対しても普遍的に主張され得るためには、歴史的事実としてではなく論理的要請として、「根元契約」による国民の承認が前提されなければならないと考えた。

31) 「自然法の理念によれば、人間はこの世のあらゆる物を用益権者のごとく利用してしかるべきであって、(後から次々と生育してくる) 果実や物の使用利益を自分のものとするのは許されるけれども、物本体を私物化してはならず、それを後継者のためにとっておかなければならないと考えられた。」河上 [10], 207 ページ。



路 rue, 航行可能又は流送可能な河川, 海岸砂洲, 港湾, 港, 停泊地及び一般にフランス領土のうち私的所有に親しまないすべての部分は, 国有財産 *domaine public* の所属物とみなされる。」第 539 条「すべての無占かつ無主の財産及び相続人なしに死亡する者又はその相続財産が放棄された者の財産は, 国有財産に属する。」と定めている。第 540 条, 第 541 条において, 要塞, 要塞であった地所なども国有財産であると規定する。なお, 一つ又は数個の市町村 *commune* の住民が共同で所有する財産は, 「共同財産」 *biens communaux* と呼ばれる (第 542 条)。

さて, オーギュストが「社会的富」の所有の 2 形態—私有と共有—を問題として取り上げるのはなぜか。その理由は, フランス民法典において土地 (不動産) は私有の対象とされているにも拘わらず, 土地に対する権利は, 1789 年の「人および市民の権利宣言」にいうところの「自然権」に他ならず, 本来すべての諸個人に平等に帰属しており, したがって土地は, 諸個人の政治的結合体である国家によって共同所有され, 管理されるべきであるという彼の主張を展開するためである。

彼が「所有の理論」において言わんとすることは, 所有の定義における, 「他人の権利を侵害することなく」という正義の条件は, ①土地の私有と②賃金所得ならびに資本所得への課税の二つによって 2 重に侵害されているので, この正義の 2 重の侵害を一挙に解決するために土地の国家による共同所有が必要である, ということである。

彼はまず最初に, 「社会的富」のあるものが「私有」され, 他のものは「共有」される理由として, 「社会的富」のもつ「性質そのもの, 使われ方, 適合した役立ち方」を挙げている。この第 1 の理由は, フランス民法が第 2 編第 1 章において, 「財産の区別」 *De la distinction des biens* の基準として, 財産の「性質」, 「用途」, 「目的」を用いていることに由来するであろう。

「所有 (私有—引用者) と共有は, ほとんどの場合, それに充てられるものの性質そのもの, 使われ方, また, それらのものに適合した役立ち方にもとづいている。」<sup>32)</sup>

- (1) 種々の用途に適しているので, 私有物となったり共有物となったりする社会的富がある。例えば, 書物である。書物は, 使用によって消耗しないもの, あるいは長期間の使用によって消耗するもの, 常時使用する必要のないものの一つとして, 私の書斎の私の書物であったり, 公共図書館の共有の書物であったりする。庭園も私の庭であったり, 大都市の公園であったりする。
- (2) 自分のものとして私有される社会的富がある。これらのものは, 一度しか役に立たず, ただちに消費されてしまい, その用途, 用役は他の種類の使用に向けることができない。パンや肉, ワインやビールの消費は, 私的で個人的なものである。衣服や, 帽子, 長靴

---

32) Walras, [4], p. 117. 邦訳 77 ページ。

はどうか。それらの使われ方、役立ち方によって、私有の形態が選ばれるであろう。

- (3) 共同所有される他ない社会的富がある。道路、街路、広場、海岸などなど、その性質、使われ方、役立ち方から共有物である。橋、建物、鉄道はどうか。これらは、個人資本家の私有物ととなったり、資本家グループの共有財産となったりする場合もありうる。

彼は、次に、社会的富が私有されるべきか共有されるべきかを定める第2の理由として、「正義の根拠」と「便宜の根拠」を挙げて、検討を加える。ただし、結局、「便宜の根拠」を認めながら、「正義の根拠」の方が「便宜の根拠」よりもはるかに優る理由があるため、「正義の根拠」に依拠して、社会的富について私有か共有かを区別している。「正義」justiceが「便宜」convenienceに優る理由について、彼は次のように述べている。

「便宜さは義務的なものではない。ある社会、ある世代は、この便宜さを認めるかも知れないが、別の社会、別の世代はこれを拒否するかも知れない。正義はあらゆる時と所を通じて、あらゆる人間を義務付ける。そして、ここに正義が便宜さよりも優る理由がある。」<sup>33)</sup>

こうして、オーギュストは、社会的富のうち何が私有され、何が共有されるべきかについて、「正義」の観点から分類する。

ところで、社会的富は、3つの要素—土地、人間の個人的能力、人為的資本—に還元することができた。すなわち、あらゆる社会的富はこれら3つの要素、土地、人間の個人的能力、人為的資本から生産されたものである。そして、この3要素こそ所有の最初の対象となるべきものに他ならない。また、この3要素から収入が生み出されるが、これらの収入こそわれわれを富裕にするものであり、同じく、われわれが所有できるものである。ここから、「正義の根拠」にしたがって、共有されるべきものと私有されるべきものとが区別される。

④ 本来、土地は誰のものでもない。誰かの土地ということはありません。土地に対する所有の権利は自然権としてすべての諸個人に帰属する。諸個人は自然権を保全することを目的として政治的に結合し、国家を形成する。そして、自然権としての土地所有権を国家に帰属させる。個々人は土地に対して暫定的な、一代限りの権利（「用益権」）しかもちえない。「この一代限りの権利、この用益権を各個人は国家に委ねているのである。」<sup>34)</sup>

土地からの収入の価値、すなわち地代は、すべてこの終身的物権たる「用益権」usufruitの対価として国家の公共収入を構成し、国家の維持費として支出される。

逆に、土地は個人的所有の対象とされるべきではない。土地が個人的に所有されると、社会の進歩につれて地価と地代が上昇し、それにつれて国家の公共収入がたえまなく奪われること

33) Ibid., p. 133. 邦訳 89-90 ページ。

34) Ibid., p. 131. 邦訳 87-88 ページ。今日においても、土地に対する所有権を処分権と用益権に分離し、処分権を国家に残し、用益権のみ国民に認めるという制度は、アングロ・サクソン国家やデンマークなどに見られる。この点に関しては山口 [22] を参照されたい。

になる。

土地の私有は、社会を「土地所有者階級」と「無所有者階級」（労働者と資本家の階級）という本質的に敵対する2大階級に分裂させてしまう。前者は、地代の高騰にもなつて、まどろみながら裕福になる。そして、生きるために働き、社会に役立つという義務を免れて罰せられもしない。このような悪は、土地の私有と農業との混同、つまり土地を別々に開墾するためには、別々に占有しなければならないと信じられたところから生まれたのである。

かくして、土地とその収入である地代は自然権として国家の所有に属する。

⑧ 個人的能力とその収入である労働は自然権として個人の所有に属する。

個人的能力の日々の行使である労働の価値、つまり賃金が私的収入を構成する。

さらに、人為的資本とその収入である利潤が、個人の所有に属する。なぜならば、人為的資本は、労働する諸個人の労働と節約、貯蓄によって作り出されたものであるからである。人為的資本は、「労働によってそれを作り出した者にまったく合法的に帰属する」<sup>35)</sup>からである。

オーギュストは、資本家は勤勉で貯蓄する労働者の中から生まれてくると考えている。そして、資本家の獲得する余暇時間は彼の勤勉と節約の賜物として肯定されるが、地主の余暇時間は労働にも節約にもよらないものとして否定的に捉えられている。

個々人は、自然権として、個人的能力とその労働に対して個人的所有権をもち、ならびに、労働と節約から派生する人為的資本とその利潤に対する個人的所有権をもつ。

労働と資本は共同所有の対象とされるべきものではない。それらは、自由な同意のもとでのみ共同所有の対象となる場合がありうるだけである。確かに法は勤労者と資本家が互いに協力し、共同で仕事に励むことを禁止しているわけではない。だが、法はそうする義務をかれらに与えることはできない。協同は任意であり、自由に任されている。

「協同 association にもとづくあらゆる制度、そして同情 *charité* または犠牲的精神に訴えるあらゆる制度」は、諸個人の自由な選択に任された任意の制度であつて、社会の不動の基礎となることはできない。なぜなら社会は蓋然性を基礎とするわけにはいかないからである。社会は「権利と義務の不動の基礎」のうえに初めて成り立ちうるからである。

「ともあれ、まずは正義に注目しよう。そうすれば、あとのすべては、この順序にしたがつて導き出されてくるであろう。」<sup>36)</sup>

権利と義務を遵守する(i)正義 *justice* の関係が成立すれば、その不動の基礎の上に、(ii)協同 association の制度、(iii)同情 *charité* または犠牲的精神に訴える制度が順番に、「この順序にしたがつて」((i), (ii), (iii)の順序で) 聳え立つことができるであろう。

資本は基本的には私有されるべきであつて、共有されるべきではない。土地こそ共有される

35) Walras., [4], p. 128. 邦訳 85 ページ。

36) Ibid., p. 129. 邦訳 86 ページ。

べきである。

土地の共有、「この解決策のなかには、権利を満たし、正義を行き渡らせ、それぞれが合法的根拠をもった（条件の—引用者）平等と（地位の—引用者）不平等とを実現する唯一の手段が含まれている。」<sup>37)</sup>

同時に、土地の共有には、所有問題と租税問題という2つの相互に深く結びついた問題を一挙に解決する手段が含まれている。

オーギュストは訴える。今日のフランス国家は膨大な、しかもたえず増大する維持費の必要に迫られながら、土地の大部分の私有に侵害されて地代という公的収入を奪われ無一文の状態に陥っている。

おまけに政府は公的費用を賄うために個人財産である資本や労働に課税し、利潤や賃金を減少させ、取引の自由まで束縛している。

土地の私有は公有、共同所有にたいする明白な侵害であり、資本や労働への課税は私有、個人的所有にたいする誰の目にも明らかな侵害である。

国家が民間の私有地を市場価格で買い上げたり、あるいは、不動産取引にたいして現物で譲渡税を課したりして、次第に国有地を増加させ、国有地からの公的収入（地代）の増加につれて、無所有階級（労働者と資本家の階級）に有利になるよう租税負担を軽減すること、これが社会問題を「正義」を根拠として解決する真の解決法である。

こうして、①土地の私有と、②個人財産がもたらす収入に対する課税、すなわち賃金収入と利子収入に対する課税という正義に対する2重の侵害が、土地の国有化によって一挙に解決されることとなる。

## 〔Ⅱ〕 オーギュスト・ワルラスの経済思想とフランス民法典

オーギュスト・ワルラスの経済思想は、第1章において見たように、「稀少性」と「耐久性」という2つの基本的な観念によって支えられている。そして、彼の経済学研究は、所有権を中心として構成されているフランス民法典を前提とし、この民法典と整合するとともに所有権を「自然権」として捉え直す新しい経済学体系の構築を目指していた。

ここから、彼の経済思想の中核にある「稀少性」と「耐久性」という2つの観念に結びつくような法律上の用語をフランス民法典のなかに見出すことができるのではないかと思われる。

オーギュスト・ワルラスの経済思想の背景にフランス民法典の存在があることを確認するた

---

37) Ibid., p. 130. 邦訳 87 ページ。

めに、以下この点について検討を加えてみよう。そこでまず、フランス民法典について、その概略を見ておこう<sup>38)</sup>。

周知の通り、フランス民法典は幾多の紆余曲折を経ながらも最終的にはナポレオンの指揮のもとポルタリスらによって起草され、1804年3月に「フランス人の民法典」Code civil des Françaisとして公布された。1806年には「商法典」Code de commerceがこれに続いた。

フランス民法典は、第1編人事編、第2編財産編、第3編財産取得編の3部に大別されるが、ここではオーギュストの経済思想に深く関係する第2編、第3編の章別構成（一部節別を含む）を示しておこう。

ただし、「第1編 人」においては、「自然人」(l'être humain)としての「人格」(person)の権利能力、身分、婚姻、親子などが問題とされるが、第2編、第3編においては、この「人格」の「財産」(bien)または「物」(chose)に対する法的関係が問われることになるのである。「人格」対「物」という対比が民法典の基底にある<sup>39)</sup>。

## 第2編 財産及び所有権のさまざまな変容

### 第1章 財産の区別 (516-543条)

第1節 不動産、第2節 動産、第3節 それを占有する者との関係における財産

### 第2章 所有権 (544-577条)

### 第3章 用益権、使用権及び居住権 (578-636条)

### 第4章 地役又は土地役務 (637-710条)

## 第3編 所有権を取得するさまざまな仕方

### 一般規定 (711-717条)

### 第1章 相続 (718-892条)

### 第2章 生存者間の贈与及び遺言 (893-1100条)

### 第3章 契約又は合意による債務一般 (1101-1369条)

### 第4章 合意なしに形成される約務 (1370-1386条)

### 第5章 夫婦財産契約及び夫婦財産制 (1387-1851条)

### 第6章 売買 (1582-1701条)

---

38) フランス民法典の翻訳からの引用は次の文献による。法務大臣官房司法法制調査部編 [8]、[9]ならびに神戸大学外国法研究会編 [14]。なお、フランス民法典の200年にわたる改正の歴史に関しては、北村編 [11]の「フランス民法典改正年表」を参照。(519-535ページ)

39) 人格の物象化とか、物象の人格化という問題の背景には、私法の基礎にある「人格」と「物」の対比がある。

- 第7章 交換 (1702-1707 条)
- 第8章 賃貸借契約 (1708-1831 条)
  - 第1節 一般規定, 第2節 物の賃貸借, 第3節 仕事及び勤労の賃貸借
  - 第4節 家畜賃貸借
- 第9章 組合 (1832-1873 条)
- 第10章 貸借 (1874-1914 条)
  - 第1節 使用貸借, 第2節 消費貸借又は単なる貸借, 第3節 利息つき貸借
- 第11章 寄託及び係争物寄託 (1915-1963 条)
- 第12章 射倖契約 (1964-1983 条)
- 第13章 委任 (1984-2010 条)
- 第14章 保証 (2011-2043 条)
- 第15章 和解 (2044-2058 条)
- 第16章 仲裁契約 (2059-2061 条) 旧第16章 民事上の身体強制
- 第17章 質 (2071-2091 条)
- 第18章 先取特権及び抵当権 (2092-2203 条)
- 第19章 強制徴収及び債権者間の順位 (2204-2218 条)
- 第20章 時効及び占有 (2219-2283 条)

このようなフランス民法典の編別構成は、ガイウスら古代ローマの法学者たちが採用した「人に関する法」、「物に関する法」、「訴権に関する法」という3部構成（インスティトゥオーネン方式）に範をとったものと言われている。

このうち「訴権に関する法」は訴訟法典にゆずり、「人に関する法」を第1編とし、「物に関する法」を第2編、第3編とするのがフランス民法典の編纂の仕方である。

フランス民法典の第2編は第2章において「所有権」を規定し、第3章と第4章において制限物権としての「用益権」を規定しているので、全体として「物権」を規定していることになる。「物権」と並ぶ「債権」は第3編に「所有権を取得するさまざまな仕方」として取り上げられており、「物権」と「債権」は峻別されていない。「物権」と「債権」を峻別し、「総則」を設けているパンデクテン方式と異なるところである。

第2編第3章においては、他人の所有権に属する物について有し得る収益物権として、1) 用益権 (usufruit)、2) 使用権 (usage) 及び3) 居住権 (habitation) の3種を規定している。

用益権については、第578条で「用益権は、他の者が所有権を有する物を、所有権者自身と同様に、ただし、その実体を保存することを負担として、収益する権利である。」と定義している。ただし、この定義では、用益権は終身権 (droit viager) であること、物権名義で行使されることという2点が看過されていると批判を受けている。

なお、用益物権と並ぶ制限物権としての担保物権は、第3編において「第17条 質」、「第18条 先取特権及び抵当権」として規定されている。しかし、フランス民法典には法定担保物権のひとつとしての「留置権」についての体系的な記述は存在しない。また、「物権」としての「占有権」については第3編第20章を除いて体系的な記述が欠けている点も特徴的である。

第3編は、冒頭の「一般規定」(711-717条)において、所有権の取得及び移転の方法として、第711条に①相続、②贈与または遺贈、③債務効果(契約の効果)の3種を挙げ、つぎに第712条において④添附または合体、⑤時効の2種を示している。さらに、第713条以下において⑥先占、埋蔵物発見、遺失物拾得についての規定や①～⑤の事項に関する詳細な規定を与えている。

第3編はつづいて、第1章から第7章において「財産権(所有権を中心とする)の移転を目的とする契約」、すなわち、所有権の承継取得を詳細に規定し、第8章から第10章において「他人の財産を利用する契約」について規定している。そして、「労務を提供する契約」は、第8章第3節「仕事及び勤労の賃貸借」、第11章「寄託」、第13章「委任」として分散的に規定されている。

第3編は「所有権を取得するさまざまな仕方」と題されており、所有権のいわゆる「原始取得」と「承継取得」が規定されているが、必ずしも論理的に明快に規定されているとは言い難い。

つぎに、本章の課題との関連において、フランス民法典における「財産」(bien)または「物」(chose)の分類について見てみよう。

財産は通常(1)有体財(biens corporels)と無体財(biens incorporels)、(2)動産(meubles)と不動産(immeubles)、および(3)公有財(biens dominaux)と私有財(biens privés)の3型態に分類される。

第2編第1章「財産の区別」では、第1、2節において「不動産」と「動産」の区別について規定し、第3節において「公有財」と「私有財」の区別を規定している。ただし、「有体財」と「無体財」の区別については、フランス民法典に直接の規定はない。しかし、民法典が両者の区別を前提としていることは明らかであるとされている。

有体財については、つぎの3種の区別が代表的である。

(i) 消費物(choses consommables)と非消費物(choses non consommables)

まず「消費物」とは、人が使用すると直ちに消費されてしまう物である。消費には食料品の場合のように物質的な消滅であることもあれば、金銭の譲渡のように法律的な意味における消失である場合もある。金銭は「消費物」である。

「消費物」の使用による消費は「処分」行為であって、処分者は処分した「消費物」に

ついて使用を更新することができない。「消費物」は「第1回の使用によって消費されてしまう物」(choses consommables par le premier usage)と言われる。

これに対して、「非消費物」とは、1回の使用によって消費され尽してしまうことのない物であり、反復的收益行為の対象となり得るものである。例えば、家屋、衣服類などである。

「消費物」と「非消費物」の区別は「耐久性」を基準としていることは明らかである。オーギュストによる「社会的富」の「収入」と「資本」への分類のうち、「収入」は「消費物」に、「資本」は「非消費物」に対応していることは明らかである。

- 「消費物」と「非消費物」を区別する民法上の意義は例えばつぎの2点(イ)(ロ)に現れる。
- (イ) 「用益権」は他人の物を「その実体を保存することを負担として」収益する権利であるから、食料品あるいは金銭などの「消費物」について、この権利を設定することができない。「用益権」の客体は「非消費物」に限られる。
  - (ロ) 消費貸借は「消費物」を対象とし、使用貸借は「非消費物」を対象とする。消費貸借においては借主が目的物の処分権をも取得するが、このことが可能となるのは目的物が「消費物」に限定されるからである。賃貸借は有償の使用貸借であるから「非消費物」を対象とする。

- (ii) 代替物 (choses fungibles) と不代替物 (choses non fungibles)

代替物とは、その種類、品等に着眼して取引され、通常、ほかの同種の物におきかえても当事者に不都合の生じない物である。例えば、酒、金銭などである。

不代替物とは、一般には、その個性に着眼して取引され、ほかの同種の物におきかえることができない物である。例えば、建物、美術品などである。

- (iii) 所有物 (choses appropriées) と非所有物 (choses non appropriées)

所有物とは、私的所有権 (droit de propriété privé) の客体となる殆んどすべての有体物であり、非所有物とは私的所有権の客体とならない物である。

非所有物は「公共物」(choses communes) と「無主物」(choses sans maître) とに2大別される。前者は稀少性ゼロというその性質上私有に適さないものである。空気、流水、海洋などのような人類に共通の物であって、何人にも使用されるが何人にも属しないところの、即ち排他的所有をされ得ないところの物である。他方、後者の「無主物」は、現在は所有されていないが何時か所有され得る物であり、所有権の原始取得の対象となるものである。

フランス民法典は「公共物」(choses communes) に関して、第714条において、「いかなる者にも属さず、かつ、その使用がすべての者に共通である物が存在する。行政法 lois de police が、それを享受する仕方を定める。」と規定している。また、「無主物」に関しては、第539条において、「すべての無占かつ無主の財産及び相続人なしに死亡する者



又はその相続財産が放棄された者の財産は、国有財産に属する。」と規定している。また、第713条において、「所有主を有しない財産は、国に属する。」と規定している。

ローマ法においても、「公共物」(res communes)と「無主物」(res nullius)という法律観念は用いられてきた。まず、「公共物」(res communes)から見てみよう。

ローマ法における物の代表的な分類の一つとして、「融通物」(res in commercio)と「不融通物」(res extra commercium)がある。前者は私的な法的取引の対象となり得る物であり、後者は私的な法的取引から除外される物のことである。

後者に属する物として、⑦「神法上の物」(res divini iuris)、①「万人共有物」(res communes omnium)、②「公有物」(res publicae)が挙げられる。①「万人共有物」(res communes omnium)こそ後世の「公共物」(choses communes)に相当する。例えば、空気や太陽光など稀少性ゼロの物である。

なお、「公有物」(res publicae)とは、「私有物」(res privatae)に對置され、公共使用のための物、例えば、道路、広場、河川など「公共用物」と公共使用されない国家財産である「国有物」から構成されている。

ローマ法にはまた、「所有物」と「非所有物」という区別に対応する「財産中の物」(res in patrimonio)と「財産外の物」(res extra patrimonium)という区別がある。法関係の客体となり得て、人の財産を構成する物と、法関係の客体となり得ず、人の財産を構成しない物との区別である。

人の財産を構成しない「財産外の物」のなかに、稀少性ゼロの「万人共有物」(res communes omnium)すなわち後世の「公共物」(choses communes)が含まれることは言うまでもない。

ちなみに、共同体から個々の構成員に対して本源的に「彼の固有財産として付与されたもの」及びそれを「先祖から受け継いだもの」(proprietas)としての「財産中の物」には、所有権移転の形式における差異によって次のような区別があった。

「握取行為」(mancipatio)または「法定譲与」(in iure cession)の形式でのみ所有権が移転する「手中物」(res mancipi)と、無形式の単なる「引渡」(traditio)によって所有権が移転する「非手中物」(res nec mancipi)との区別である。

「握取行為」(mancipatio)とは、土地・家畜・耕作道具・奴隷の所有物譲渡にともなう一種の儀式であり、証人5名以上と、青銅の天秤と銅片をもった者1名が同席し、買い主が売買の目的物を片手でつかみ、「わたしはこの目的物をこの銅片と青銅の天秤によって買うことを宣言する」という主旨の決まり文句を唱え、別の手につかんだ銅片で天秤をたたき、売り主にその銅片を渡すという形式的な行為のことである。

「手中物」に属するものは、「握取行為」を必要とする農業にとって重要なイタリアの土地、大型の家畜、耕作道具、奴隷である。「手中物」に属さないその他一切の物が「非

手中物」に属し、それらは自由な交換取引が可能であり、「ペクニア」(pecunia) と呼ばれた。

古代ローマにおいて鑄造された「貨幣」が支払手段として広く普及するようになるとともに、マンキパチオ(握取行為)という古い交換取引の形式は次第に意味を失っていった。

「ペクニア」は、語源的には「対価」(等価物、等価形態)として交換を予定された「家畜」のことを意味したが<sup>40)</sup>、やがて「対価」そのものを意味するようになり、銅片などの価値ある金属の塊から金銭そのものへと変遷した。「対価」は貴金属の塊を「計量する」(pensa) 時代から、鑄造貨幣を「数えて払う」(numerata) 時代へと移り変わる。numerata は後に numeraire と呼ばれるようになる。

つぎに、「無主物」(res nullius) についてはどうか。

ローマ法においても、近代私法と同様に、「無主物」(res nullius) は「無主物先占」(occupatio) によって所有権の「原始取得」が行われた。「無主物先占」の目的物である「無主物」とは、例えば、野生の獣、海産物、敵の物及び放棄物などであった。

「原始取得」(本源的取得ともいう)とは「承継取得」(派生的取得ともいう)と並ぶ所有権の取得様態の一つであるが、前主の所有権に由来することなく、取得者のもとで全く新たに所有権が取得されることである。その例として、ローマ法においても、「無主物先占」、「埋蔵物発見」、「附合、混和、融合」、「加工」などがある。

これに対して、「承継取得」は取得者の所有権が前主の既存の所有権に由来する場合であり、その例として、古代ローマ法の時代には、「握取行為」、「法定譲与」、「引渡」などがあった。

なお、「無主物先占」は「市民法」(ius civile) よりも歴史的に新しい「万民法」(ius gentium) における「自然法上の取得」(acquisitiones naturales) として発展したと言われている。

経済学のすべては、①物の量における制限、②物の耐久性における制限という「制限の二重の形態」に結びついているという主張こそ、オーギュスト・ワルラスの経済思想の核心をなすものである。物の「稀少性」と「耐久性」への着目である。

「稀少性」と「耐久性」は、法の領域においては古くから「物」の分類基準として用いられていた。

---

40) 「ペクニア」(pecunia) は「ファミリア」(familia) とともに私有財産を示す最も古い名称であるとされている。pecunia と familia という言葉は、はじめて私有財産となった動産が「家畜」と「奴隷」であったことを示している。土地がまだ氏族の共同財産であった時代、動産がはじめて私有財産の客体となったのである。この点に関してはGY. デイオズデイ [6], 5-26 ページを参照されたい。

古代のローマ法における「物」の「財産中の物」と「財産外の物」とへの分類、および「融通物」と「不融通物」とへの分類は、「物」のもつ「稀少性」の有無を分類基準の一つとするものである。ある物が所有の対象となり、かつ、取引の対象となるか否かが、その物の稀少性の有無によって判別されるのである。

空気や水、太陽からの熱や光などは人間の生活にとって必要不可欠な有用物であり、使用され消費されるが、その豊富さのゆえに個々人の所有物とする必要はないし、交換取引の客体ともならない。それでは、個々人によって所有の対象とされ、交換の客体とされる「物」とは、一体いかなる性質を有する物であろうか。

このような問いから、「物」のもつ「稀少性」の有無が意識に上るのである。

ローマ法における「不融通物」中の「万人共有物」は「稀少性」の無い物であり、稀少性をもち、交換の客体となる「融通物」から区別される。ローマ法から強い影響を受けている19世紀初頭のフランス民法典においては、すでに見たように、「非所有物」中の「公共物」が「万人共有物」に相当している。

「稀少性」の無い有用物に対しては、誰が「自分のもの」として必要分の所有権を主張しても、他者の所有を排除し、所有の権利を侵害することがない。

これに対して、「稀少性」をもつ有用物については、万人が自由に必要分に対して所有権を主張すれば、必ず所有から排除される人間が現れる。

ここから、稀少な有用物に対して個々人が所有権を主張できる正当な根拠は何かという問題が発生する。土地についてはどうか。労働の生産物についてはどうか。

他方、稀少な有用物における「耐久性」の有無への着目は、所有される「物」の取引形態における差異（「交換」、「売買」、「貸借」など）との関連において生ずる。

「物」の「消費物」と「非消費物」とへの分類は、「物」の「耐久性」の有無を分類基準としており、所有「物」の取引形態と関連している。例えば、「貸借」取引においては、非持久的な「消費物」は「消費貸借」の客体となり得るが、「使用貸借」の客体とはなり得ない。持久的な「非消費物」のみが「使用貸借」の客体となり得る。

フランス民法典第3編第10章「貸借 (Du prêt)」の第1874条に、「①貸借には、2種類がある。毀滅することなしに使用することができる物の貸借、使用することによって消費される物の貸借。②第1の種類は、使用貸借 (prêt a usage, ou commodat) と呼ばれる。③第2の種類は、消費貸借 (prêt de consommation) 又は単に貸借 (prêt) と呼ばれる。」と規定されている。

条文中の「毀滅することなしに使用することができる物」とは耐久性のある「非消費物」であり、「使用することによって消費される物」とは耐久性のない「消費物」のことである。

そして、第1875条～第1878条において、「使用貸借」とは、当事者の一方が他方にある物を、

それを使用するために引渡し、借主がそれを使用した後に返還することを負担する契約であり、本質的に無償であること、取引されるもので、使用によって消費されないものはすべて、この合意の目的とすることができることを定めている。そして、貸主は、貸借物の所有者にとどまることが規定されている。

これに対して、「消費貸借」については、第 1892 条に、「消費貸借は、当事者の一方から他方へ、同種及び同質の物を同量返還することを負担として、使用によって消費される物の一定量を引き渡す契約である。」と規定され、さらに第 1893 条には、「借主は、この貸借の効果によって、貸借物の所有者となる。滅失は、それがいかなる仕方でも生じるのであっても、借主の負担とする。」と定められている。

「消費貸借」においては、使用によって目的物が消費されてしまうから、借主はその物について処分権を与えられていなければ貸借の目的を達することができない。従って借主はその物の所有権を取得するが、その代わりにその物の滅失に負担を負う。

「使用貸借」の場合、借主は使用後に借りた物自体を返還する義務を負うが、「消費貸借」の場合、借りた物（金銭を含む）は消費されて無くなっているため、借主は同種同量の物の返還について債務者となる。

オーギュスト・ワルラスによる稀少な有用物（「社会的富」）の「資本」と「収入」とへの分類は、「物」の耐久性の有無を分類基準としており、私法における「物」の「非消費物」と「消費物」とへの分類に対応している。他面、既述のとおり、「社会的富」の「資本」と「収入」とへの分類は、私法における「元物」と「果実」の区別にも対応していることに注意しなければならない。

「非消費物」としての「資本」は、その耐久性のゆえに、「使用貸借」または一定の対価と引き換えられる「物の賃貸借」(louage des choses) の客体となり得るが、「消費物」としての「収入」は「消費貸借」の客体とはなり得るが、「使用貸借」または「物の賃貸借」の客体とは原則的にはなり得ない。

「物の賃貸借」については、第 3 編第 8 章「賃貸借契約」第 2 節（1713-1778 条）に規定されている。

このように、オーギュスト・ワルラスによる経済学の領域における「稀少性」と「耐久性」への着目は、私法の領域における「稀少性」と「耐久性」への視点をその背景としてもっている。

## 参考文献

- [1] Marx, K., *Das Kapital, kritik der Politischen Oekonomie*, Band I, II, III. Dietz verlag, Berlin, 1961. (社会科学研究所監修 資本論翻訳委員会訳『マルクス 資本論』新日本出版社, 1997年)
- [2] Walras, A., *De la nature de la richesse et de l'origine de la valeur*, Paris, 1831. Slatkine Reprints, Geneve-Paris, 1984.
- [3] Walras, A., *Théorie de la richesse sociale, ou Résumé des principes fondamentaux de l'économie politique*, Paris, 1849. EDIZIONI BIZZARRI, Roma, 1969. (佐藤茂行訳『オーギュスト・ワルラス 社会的富の理論—経済学の基本原理の要約—』北海道大学経済学・経営学研究叢書1, 1995年)
- [4] Walras, A., *Théorie de la propriété, Richesse et Propriété publique Richesse et Propriété privée, 1849*. Auguste Walras, Economiste, sa vie, son oeuvre, par L. Modeste Leroy, Paris, 1923. (佐藤茂行訳『オーギュスト・ワルラス 社会的富の理論—経済学の基本原理の要約:付録—』北海道大学経済学・経営学研究叢書1, 1995年)
- [5] Walras, L., *Éléments d'économie politique pure, ou théorie de la richesse sociale*, Édition Définitive (1926), Paris, 1952. (Léon Walras, *Elements of Pure Economics or The Theory of Social Wealth*, translated by William Jaffé, New York, 1969.) (久武雅夫訳『ワルラス 純粋経済学要論』岩波書店 1984年)
- [6] GY. ディオズディ『ローマ所有権法の理論』(佐藤篤士他訳)学陽書房 1983年
- [7] 船田享二『ローマ法(改版)第二, 三卷』岩波書店 1969, 1970年
- [8] 法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法—家族・相続関係—』財団法人 法曹界 1978年
- [9] 法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法—物権・債権関係—』財団法人 法曹界 1982年
- [10] 河上正二訳著『歴史の中の民法—ローマ法との対話』日本評論社 2001年
- [11] 北村一郎編『フランス民法典の200年』有斐閣 2006年
- [12] ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ物権法講義』(瀧澤栄治訳)大学教育出版 2007年
- [13] ゲオルク・クリンゲンベルク『ローマ債権法講義』(瀧澤栄治訳)大学教育出版 2001年
- [14] 神戸大学外国法研究会編『現代外国法典叢書(15, 16, 17, 18) 仏蘭西民法 [II, III, IV, V]—物権法, 財産取得法(1, 2, 3, 4)—』有斐閣 1956年
- [15] オスカー・ランゲ『政治経済学1 一般的諸問題』(竹浪祥一郎訳)合同出版 1964年 (Oskar Lange, *Political Economy, vol. 1, General Problems*, Pergamon Press, 1963.)
- [16] 松嶋敦茂「オーギュスト・ワルラスの経済学」『彦根論叢』滋賀大学経済学部 155 1972年
- [17] 御崎加代子『ワルラスの経済思想 一般均衡理論の社会ヴィジョン』名古屋大学出版会 1998年
- [18] 御崎加代子『フランス経済学史—ケネーからワルラスへ—』昭和堂 2006年
- [19] ボルタリス『民法典序論』(野田良之訳)日本評論社 1947年
- [20] 佐藤茂行「オーギュスト・ワルラスの土地国有化論」『経済学研究』北海道大学 第30巻第4号 1981年
- [21] 佐藤茂行「(史料紹介) オーギュスト・ワルラスの所有論手稿」『経済学研究』北海道大学 第34巻第2号 1984年
- [22] 山口健治『土地は公のもの—私権制限が繁栄の第一歩—』財団法人大蔵財務協会 2000年
- [23] 山下博「オーギュスト・ワルラスの経済理論」『大阪大学 経済学』第34巻2・3号 1984年

(2008年5月20日受領)